

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成23年11月22日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成23年11月22日(火) 午後1時～午後2時27分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席委員 部会長 竹井道男 副部長 服部孝規
森美和子 岡本公秀 坊野洋昭
前田稔 櫻井清蔵
会長 小坂直親 副会長 片岡武男
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 浦野光雄 臼井尚美 松村大 渡邊靖文
- 6 傍聴者 (一般) なし
(議員) 宮崎勝郎
- 7 事項 1 第2回検討部会の決定事項の確認について
2 検討課題について
3 今後の進め方について
4 その他
- 8 経過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（竹井道男君） それでは、時間になりましたので、議会改革推進会議の第3回検討部会を開催させていただきます。

きのう、きょうと寒い日が続いております。ちょっとここの部屋も寒いですが、しばらく時間をちょうだいいたしたいと思います。

まず、先般の役選におきまして、議長の交代により検討部会の部会員が1名変更となりました。緑風会の小坂議長から前田 稔委員に変更になりましたので、報告をさせていただきます。

それでは、事項書によりまして会議を進めさせていただきます。

まず、1の項、第2回検討部会の決定事項の確認について、あわせて2の検討課題についてということで、特に2の項につきましては、検討内容を正・副委員長の方でランク分けをして、今回報告をするというふうに前回しておりましたので、その内容もあわせて事務局の方から報告をいたさせます。

それでは事務局長、お願いします。

浦野事務局長。

○事務局長（浦野光雄君） それでは、お手元に、資料ナンバー1. 亀山市議会基本条例に伴う検討課題をごらんいただきたいと思います。

まず、1枚めくっていただきます。3ページでございます。

第2章 議会運営及び議員活動の原則ということで、第4条につきまして、黒字の②市民に対する説明責任はどのように果たしていくのかということで、これをAランクと位置づけておりますが、表紙に、Aとは、重要あるいは今年度中に着手をしたい、それからBランクにつきましては2年以内に着手、Cランク、必要に応じてその都度という形でランクづけをしております。Bの2年以内というのは、今の部会員の任期というふうに考えていただきたいと思っています。

3ページに入ります。

今、申し上げましたAランクが、第4条の②で、市民に対する説明責任はどのように果たしていくのかということで、いろいろ議会の生中継、録画放送等、またホームページの充実とか、いろいろやらせてもらっています。また、ホームページにおきまして、政務調査費の収支報告等を上げておるわけなんですけれども、この9月定例会から、ケーブルテレビを活用いたしまして、「こんにちは！市議会です」ということで、定例会が終了した段階での、いわゆる定例会の内容を市民の皆さんにお知らせということで始めさせていただいております。

ただ、ここに、いわゆる議会だよりの編集委員会がございますけれども、議会のケーブルテレビを通じての放送につきましての内容を検討していただく場につきまして、特に仮称ではございますけれども、広聴広報委員会の設置につきまして、そういう検討をいただく場が必要かと考えております。これをAランクと位置づけております。

次、③の監視及び評価をどのように行っていくのかということで、これはBランクでございます。いわゆる決算審査につきましては、基本条例制定後に事業別評価を記載し、本会議で委員長報告とするというようなことを決定いたしておりますけれども、それから次の4ページへ移ります。

④では、政策の立案及び提言をどのように行っていくのかということで、これもBランクでございますけれども、常任委員会、予算・決算特別委員会での自由討議の場の設定を設けてございます、いわゆる採決の前にですね、こういった場の活用。

それから次の⑤、議会からの審議会委員への派遣の取り扱いについてということで、これはAランクと位置づけさせていただいております。条例等で規定されております執行部の方への審議会委員、また委員会の派遣を行っていますけれども、この取り扱いについて、今年度中に検討をお願いしたいということで、Aランクと位置づけさせてもらいました。

次、⑥の市民の傍聴の意欲を高める議会運営とはということで、これはその都度ということでCランクに位置つけてございます。

次、⑦の機能が十分に発揮できる委員会のあり方とはということで、これはAランクと位置づけをさせていただいております。特に、予算・決算の常任委員会化ということで、事務局の使命・目標でも上げさせていただいております。平成18年の地方自治法の改正によりまして、常任委員会への所属制限が撤廃されたということ。また、私どもが常々思っておりました補正予算なんかは、特に1議案について所管に付託をやっております。一つの議案を総務委員会なり、産建なり、教育民生委員会なりということで、こういうことは、議案不可分の原則というのがありまして、分割して付託する、採決するということは原則に反しているというふうに解釈をしております。

次、⑧の議員相互間の自由討議を中心とした議会運営とはということで、これは必要に応じてということで、そういう時間をとって、各委員会でも設けていただいております。

続きまして6ページに移りまして、第6条、会派、会派結成人数を3人から2人とする。2人会派は代表者会議、議会運営委員会へは委員外議員として出席できるが、採決には加われないということで、これは平成21年10月の代表者会議で決定をいただいておりますが、申し合わせ事項等の見直しは年1回を基本として、必要により随時行うということで、これも随時行っていただきたいということで、Cランクに位置づけをさせていただきます。

次、第7条の関係で、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、コンサル、大学等の教授との連携・委託ということで、議会改革と常任委員会の政策づくりのため、専門的知見の活用ということで、そういった知識者を議会等へ呼び出して、政策形成や立案能力を向上したいということで、Aランクとして、新年度の24年度予算には、この経費等を盛り込んでおります。今度の代表者会議には新年度予算の説明をさせていただきたいと思っております。

次に、第8条、市民の参画ということで、議会報告会の開催ということで、Aランクに位置つけてございます。情報及び意見を交換することができる場の開催方法の検討ということで、定例会が終わりましたら、各地域に出て行って議会の報告会を開催するというので、基本条例でもうたわれております。その開催要領等を作成しまして、何とか実現したいと考えております。

次に、④の委員会ごとの政策づくりのための市民との懇談会ということで、これはもう既に昨年から常任委員会ごとに調査・研究テーマを掲げて、関係団体と懇談をさせていただいております。これはAランクとしてございます。新しく委員会構成も変わりましたので、またそれぞれテーマを検討いただきまして、関係団体との懇談会も進めさせていただきたいと考えております。

次、⑤の市民に対する説明責任はどのように果たしていくのかということで、これは第4条の再掲でございますので省略させていただきます。

それから、⑥も傍聴の意欲を高める議会運営とはということで、第4条の再掲となっておりますので省略します。

次、第9条の議会及び議員と市長等との関係で、反問できる者の範囲、内容、回数を明確化という

ことで、これは取扱要領を作成してございますので、必要に応じて、また改正等もやっていただきたいと思っております。

次に、10ページに移ります。

市長の提案説明ということで、第10条、重要な政策とはどのようなものか明確にしておくということで、これはAランクでございます。対象となる政策の決定ということで、具体例で、基本構想、基本計画、またいろいろ10年以上の計画等もございますけれども、これはどんなものかということで、具体化してございませんので、これも検討いただきたいと思っております。

また、議論の場のあり方ということで、委員会付託のあり方、方法の検討、予算・決算常任委員会での議論というふうに考えてございます。

それから、③議決を要しない計画等への議会の意見反映をどうするのかということで、委員会協議会、全員協議会での協議ということで、Aランクと位置づけてございます。

それから、④でございます。全員協議会規定第6条との整合を図るということで、第6条の運用を検討いただきたいと思っております。Aランクと位置づけてございます。

次、11ページ、第12条、行政の監視及び評価で、これも第4条の再掲で同じでございますので、省略をさせていただきます。

それから、13条の政策の形成及び提言も第4条の再掲でございます。省略させていただきます。

それから、第14条、議員間の自由討議も第4条の再掲でございます。省略させていただきます。

第15条、政務調査費の執行及び公開、これも第4条の関係でございます。省略させていただきます。

第16条、議員の政治倫理、これも第5条の再掲でございますので、省略させていただきます。

第17条、議員の定数、定数条例の制定ということで、現在、告示で「平成17年1月11日から新たに設置される亀山市の議会の議員の定数」で運用しているということで、現条項では改正手続が規定されていないということで、定数条例が制定された時点で本条の改正となっております。特に、ことしの5月に公布されました地方自治法の一部改正によりまして、いわゆる人口によりましての法定の上限が撤廃されております。特に条例の制定が必要かと思っております。

次に第18条、議員報酬、これはよろしいですね、飛ばさせていただきます。

16ページ、第20条、議会事務局の体制整備ということで、議会及び議員の政策の形成、立案を補助するため、大学やコンサルタント等への調査・研究の委託や、サポート体制の整備ということで、委託業務の予算化を新年度に上程を考えております。Aランクと位置づけてございます。

それから、第21条、図書室の充実ということで、Cランクと位置づけてございます。その都度、必要に応じて検討をしていただきたいと思っております。以上です。

○部会長（竹井道男君） ただいま事務局長から、資料のナンバー1で、前回検討課題のランクづけをして皆様の方にお示しをするということで、今資料の説明をいたさせました。資料2の方に、そのABCの順で抜き出したものがお手元に今配付されておりますので、特に議論が必要であるというふうに思われるものだけをピックアップして、ランク別ということで、お手元の、同じものですが、抜き出して資料2としてお渡ししてございますので、そちらの方で今後議論はさせていただきたいというふうに考えております。

ただいま説明をいたしました内容について、ご確認なりご意見がありましたら、お受けをいたしました

いと思います。わからない点とか、考え方等、確認したいことがございましたら。

一応、事務局と正・副委員長の方で、とりあえずこれぐらいのランク分けでいこうかということで整理をさせていただきました。ランク分けだけの今は確認ですので、特に内容的に問題がなければ、3番のところで、改めてどこから取り組みを進めるのかの協議に入りたいと思いますが、ランク分けについてはよろしいですか、内容的に不明な点とかあれば、事務局からもう一度答弁をいたさせます。

よろしいですか。なければ、今後、協議していただきたいことについて入らせていただきたいと思っておりますけれども。

(発言する者なし)

○部会長（竹井道男君） 特にご意見がないようですので、3の項へ入らせていただきます。

今、お手元にお配りをいたしました資料ナンバー2の方がABCの順番に、特に条例順でお示しをさせていただきました。前回の検討部会で少しお話をさせていただきましたが、後期基本計画の議案提出が3月議会を予定されておると聞いております。11月30日には、全協でも少し説明があるようなことも聞いておりますが、早急に皆様の方にご協議をいただきたいのは、後期基本計画が議決範囲となっておりますので、議会からの意見反映のあり方、そして3月の定例会でどのような形態で審査を行うのか、その部分が1点です。

それから、あと定数条例の設置についても、少し私の方の解釈違いがございましたので、改めて定数条例の設置についてのご説明をさせていただきます。

それから3点目に、これも前回ご発言がございまして、審議会委員の扱いについて少し議論をしたらどうだということで、もともとの審議会委員の派遣の根拠と、どのようなところに派遣されているか、その資料も用意をいたしましたので、それについても、きょう少しご協議を願おうというふうに考えております。

最初に、後期基本計画の意見集約のあり方についてお諮りをさせていただこうと思います。第10条のところはそれの対応となっております。ですから、資料2の5ページ目からが、特に6ページのところに、議論の場のあり方の検討というのが書いてございまして、少しそこについて皆様の方にご協議をお願いしたいと思います。

先日、正・副議長と正・副委員長で打ち合わせをさせていただきまして、議長と調整したもので、部会長の試案という形で、たたき台を少しお示しさせていただきます。その内容で、皆様のご意見をちょうだいして、最終的な進め方について確認をしたいというふうに考えております。きょう、すべて決めるということではございませんので、少しご意見をちょうだいいたしたい。

まず、進め方については、従来、第1次総合計画のときも同じ方法をとっておりましたが、ちょっと思い出していただきますと、基本構想については各会派ごとに意見の集約をしていただきまして、各会派と企画部と意見調整を前回はやっております。ですから、総合計画のある程度素案ができました段階で、前回は各議員に配付された後、各会派で意見集約をして、各会派ごとに調整をして、企画部が必要なものは反映をするというふうな作業だったと思います。

今回は、基本条例もできましたことですし、できれば議会全体としての意見を出したいなというふうなことでちょっと協議をしております、ただ日程的にも非常に厳しいところもございまして、まずこれまでどおり会派で意見の方は集約をしていただこうと。その意見をもって事務局の方で少し整理をさせていただく。かぶる部分とか、似たような意見があった場合は、少し会派ごとの意見も調

整をさせていただいて、問題は、審議をする場をできれば常任委員会に分けて審議できないだろうか。今までは会派と企画部でやっておりましたけれども、常任委員会ごとに少し会派でご提出いただいた意見を議論させていただいて、まとめられるものはまとめますし、まとめられないものはそのまままとめずに意見として述べるというふうな、少し委員会での集約ができないだろうかというふうなことで、きのう議長とも相談をさせていただいて、その方向で試案として出していいということでしたので、各会派ごとではなくて、委員会ごとに少し意見集約を行いまして、その後、議会全体の意見として出せないだろうか。

ただ、出された意見はすべて載せると、削るわけにはいきませんので、両論併記みたいなものも当然出てまいりますので、これは従前どおり、会派ごとの意見を述べるのと一緒ですので、それはすべて載せようということ、少しできないだろうか。

実は、全員協議会の6条にも、その協議ができるようになっておるんですけど、議案として提出される内容ですので、やはり全協で議論するよりは、各常任委員会ごとに議論した方がいいんじゃないかというふうな考えもありましたので、少しそんな方法でまずできないだろうかということでございます。

それと日程的に、今聞いておりますのは、パブリックコメントが1月末ぐらいには終了するということですので、パブリックコメントの終了に合わせて意見集約をして、企画の方に出したい。そうしないと、パブリック終了後、余りおくれて出しますと意見集約にも時間がかかりますので、議会としてもそのタイミングぐらいまでに押し込めれば、パブコメと同等の扱いにしてもらおうかというふうな考えもありまして、そんなことで、きょう皆様の方にご意見をちょうだいしようかなあというふうに思います。

ですから、全協みたいところでやるのか、今私が申しました委員会ごとに少し分けてやるのか、はたまた従前どおり、会派ごとでそれはやるのか、少しその方向についてご意見をちょうだいたしたいと思いますので、またご意見のある方はよろしくお願ひいたします。事前の意見提出までの手順です、従前は会派ごとでした。今のルールからいくと、全協でやれないことはない。できれば会派ごとに少し集約できないかというふうに、調整後の試案として委員会の機能を少し使えないだろうかというふうな議論になりましたので、皆様のご意見があればちょうだいをいたしたいと思います。

櫻井委員、どうぞ。

○委員（櫻井清蔵君） 一番いいのは、計画の内容はおのずと勉強もせないかんけれども、資料に対して。行政の方に説明していただくのに、説明内容が何やらわかりにくい、非常に。一番最初、まず全協で説明してもうて、そして常任委員会でやって、また改めて常任委員会から出たやつが全協でもう一遍やると。そういうような段階を踏んだ方がいいんじゃないかと。

俗に言う実施計画、その絡み、実施計画をやった中での積み残しがあると。その積み残したやつをどういうふうに、次の4年に第2次実施計画ができるのやろうけど、その取り扱い、それが改選をまたぐで、そこら辺の取り扱いをどういうふうにしていくのかを、やっぱりきちっと詰めておいた方がいいのやないのかなと私は思います。

全協で一応説明して、ある程度もう少し説明も簡素化してもろて、そこで常任委員会で振り分けてやって、またその中でもう一遍全協でやると。日がなと言われるのはそうやけど、日程調整は議員やで基本的にすべきであるから、3回出ようが4回出ようが、それは必要なことやからね。ほかの時

間を割いてでも、それはやっぱり回数を多くしていただいた方が僕はいいと思います。

○部会長（竹井道男君） 説明の場については全員協議会しかないだろうと、今の段階では。ルールがないもんですから、一応全員協議会で説明を受けると。その後、会派に持ち帰って意見集約を以前はしていましたので、それを常任委員会で少し集約できないだろうか。その方がもうちょっと分けて議論ができるんで、もうちょっと突っ込んだ整理ができるんじゃないかなということで、ちょっと常任委員会を入れさせていただきましたが、また最終的にはもう一度まとめの場も要りますので、また議長と相談せないけれども、多分全協しか今ありませんのでね。

それと、すべての意見を網羅するというのは、やはり多分集約できないだろうと。ですから、すべての意見をきっちりつけて、そこは従来と同じですが、会派ごとにみんな出しているのは知らないんで、会派の中身は。これまでは会派がばらばらに出したものを企画部が反映していましたので、多分手順としてはほぼ一緒だと。

今おっしゃいましたように、入り口と出口は全協じゃないと少しまとめられないかなあとは思っています。あとは、常任委員会でやるかどうかだけの、会派ごとで整理するものなのか、そこを常任委員会で分けるのかということだけは、ちょっと仕組みを議論してもらおうかな。入り口、出口は今おっしゃいました、多分全協しかもうないと思いますので。

森委員、どうぞ。

○委員（森 美和子君） 今回、議会として意見集約をしたいという部会長の考え方に私は賛成をさせていただきますが、非常に日にちがないというのが、結局、この12月議会は議会として、そうすると1月という考え方ですよね。パブコメが1月末となると、本当にそれでできるのかなあというちょっと不安なところが一つと、それから出された意見をすべて書いて、常任委員会に出すと。それから、それに対して議論をされるんですけど、その結論的なやつというのはないままで、その議論だけという考え方でいいんでしょうか。その2点、ちょっと教えていただきたいと思います。

○部会長（竹井道男君） 少しそこまで詰めていないところもあるんですけど、日程は、今明確になっていないんで、今議長の方をお願いをして、3月議会のスケジュールまで確認をしてもらうようにしてあります。パブコメは1月末と聞いていますけど、あとの日程は見えていないもんですから。

それから審査も、これで方向性が常任委員会でいいということになれば、審査方法も少し議論せなあかんと思います。ただ、カットはできないだろうと。各会派から出された意見を、これはいいとか悪いとかだれも言えないんで、それはカットはしない。ただ、まとめ切れるものがあればまとめようかなあと、少々違うものは少し多くまとめて、全く違うものはそのまま出さないと、せっかく会派でまとめていただいたものを無視はできませんので、そこはもう前提にしておかないと多分議論が進みませんので、そこは丁寧にしてようかなあと。

ただ、オーケーが出れば、また議長と相談の上、多分、これは議運の方が絡みますので、事務局と議運、議長さんの方でどういう進めをするのか、もうちょっと丁寧な仕組みは議論していただこうと。ここは多分この議論じゃないんで、おっしゃったような内容は、方向性が出れば、12月から1月の頭にかけて事務局と議長の方でお願いをしようかなと考えています。

櫻井委員。

○委員（櫻井清蔵君） だから、パブリックコメントというのもあれやけれども、割にパブリックコメントって、この間やったパブリックコメントも件数が少ないわけね。市民の皆さんの関心度という

のは、正直、市民の皆さんから私らが負託を受けて議員をさせてもうておる中で、やっぱりその3月の定例会で出してくるもんやで、だったら2月いっぱい各常任委員会を、別に協議会でいいのやで、協議会形式でやるところは3回やろうかと、あるところは5回やろうかというようなことは協議会でやっていきやあ可能ですし、そしてその協議会の中でもう少し聞きたいなというんやったら、その内容によっては、行政の方からどこそこの担当の職員を説明要員として加えると、企画一辺倒やなしに。

実際、その実施計画に基づいて今現状やっておるやつを、基本計画の中でやっていく違いとか、そういうのも聞けますんで。パブリックコメントはパブリックコメントとして、当然行政が取り扱うもんであって、議会がそこまで関与する必要はないので。3月までに十分時間があると私は思っておる。

○部会長（竹井道男君） 多分、今、スケジュールが見えていないという話は、総合計画審議会があって、議会基本条例もそうでしたけど、提出前の最終調整をした上で、原案として3月定例会に乗ってきますので、少なくとも3月定例会の前の議運の日までには終わっていないと間に合いませんね、最低を言えば。そこから、多分、総合計画審議会の中でまたオーケーをとる時間というのが出ますんで、多分、2月の中旬までぐらいまでしか余力はないんじゃないかなあという気はします。向こう様が最終の決定をしますんで、議会の条例もそうでしたけど、6月からずうっと追っかけていって、ここまでに終わらないかんというのがありましたので、今ちょっと議長の方にその辺の細かな日程を確認して、その段階で、多分、議会がどこまでに結論を出さないかん、それが見えてくると思います。

今は、1月末と言っておりますが、多分2月の2週目とか、その辺ぐらいまでには終わらないと、次のスケジュールに入ってこないんじゃないかなあ。あとは、それを飛び越えると、今度は本会議で議案質疑でやるというふうな、今度また違うスタイルになるというふうになりますので、修正が入ってくるのは、多分、2月の1週目ぐらいまでにはまとめないと、総合計画審議会の中での議論はできないんじゃないかな。要は総合計画自体がタイトなんですよ、日程が。もうできておつたらもっと前倒して議論を。議長、12月の初旬ぐらいでしたね、諮問が。6日か8日か、その辺だと思えますね。そこからパブコメの作業に入ってくるんで、だから余り遅くは無理じゃないかなという気はしています。それはまた議長の方に、日程は確認をお願いしていますので、その日程を見ながら、パブコメ後でもやれると思いますので、どこまで延ばせるのかというのは、また確認はしようと思っています。

それでは、次の項もございまして、会派ごとから常任委員会ごとへ少し間口を広げさせていただきたいという提案なんで、その方向で一度検討させていただいてもよろしいですかね。また議長の方と、本当にうまくやれるのかというふうな技術的な部分もありますので、これは事務局の方で少し検討していただかないとわからない面もございまして、その辺を、また1月の頭ぐらいに会議を開くことを考えておりますので、そこでもう少し今おっしゃったものも含めてご提示はできないかなと考えておりますので、入り口は全協で説明していただきますので、その後を受けて、会派意見調整、まとめ、それですべての意見を各常任委員会に振り分けて、一遍みんな自由討議できますので、一度みんな議論してみると。まとめ切れそうなものはまとめるし、もう難しいものはそのまま流してしまうと。また全協で最終的な意見の確認の場を持つと。

それで、議会が理事者につけて書いてくれという提案ですので、内容を。そんな流れでよければ、一たんその流れで確認させていただいて、一度事務局と議長の方で整理をしていただいて、もう少し具体的な内容で1月に提示をさせていただく。櫻井委員さんがおっしゃいました、どこまで引っ張れ

るのかという時間的なものも、今の段階で確認がとれないもんですから、これは企画部で調整の上、どの辺まで引っ張れるのかというところもあわせて、1月には多分確認できると思います。日程もその段階でお願いをしたいと思います。

櫻井委員。

○委員（櫻井清蔵君） いろんな審議会とか検討委員会とか、資料が出てくると。議会はとかくうのみ採決になるわけやな。結局、前の副市長やないけれども、よう忘れんのやけれども、斎場を建設するときに、斎場建設検討委員会かな、ありましたな、市民が入って。それで、議会の意見はどないすんのやなと言うたんですな。前の副市長いわく、参考までに聞かせてもうてきますわと、こうなったわけですわ、返事がね。参考までに聞かせてもうてきますわって、あんた何を思っていますのやと、おれが言うたことがあるのやわ。

そうすると議会の意見は、斎場の件やけれども、そうすると何も入りませんのやなという話になったんさな。やはり3月に上程するには、製本とか、何か時間もあるかわからんけれども、やっぱり私どもも市民の皆さんから負託を受けた議員ですから、自分の思いもあるかわかりませんが、後期基本計画の中でも、議会としては承認・議決するにはそれなりの、100%とは言わないでも、ある程度理解できた中で、また意見も入れた中のものにしていききたいと私は思っておるんです、その一つの事例を挙げましたけど。

この計画を練ってもうておる審議会の意見を無視せいと、そんなことは言うてませんけれども、一生懸命やっもうていますので。やっぱりそのようにしていただきたいなと、そういうようなことがありましたでな。

○部会長（竹井道男君） ちょっとパブコメという言葉を使っているのは、パブコメとして押し込めば、すべての回答が出るんですよね。議会もそうでしたけど、30項目ぐらいあって、すべて回答は、ほとんどが原案のとおりですと書きましたけど、4点ぐらいはちょっと一部変えましたけど、だから、パブコメに間に合うように突っ込んでしまうと、多分パブコメ扱いになるとすべて回答が出てくるんですね。そこで何らかの形では出ると。だから、そこら辺も含めて扱いをどうするのか。やっぱりパブコメに準ずるぐらいの位置づけで扱ってもらえれば、多分出した意見それぞれに答えはついてくると思いますので、議会の条例のときも同じようなやり方を、ただほとんど改正しませんというのかもしれないんですけど、形上、全部答弁が来るんで、それもあわせて日程を調整できればなあと。変な時期に入れると、なかなか回答ももらえないんじゃないかなという気がしましたので、それもあわせて、1月の段階でできるだけ我々の意見が回答ができるような形で、評価できるような動きも、一度調整は議長の方と理事者の方でもお願いしたいと思いますので。

意見集約については今議論いただいていますけれども、常任委員会の機能を使ってやらせていただきたいということでお願いをいたしたいと思います。また細かくは次の会議のときに、少し今のご意見も含めて事務局と内容としては出させていただきます。

それからもう1点重要な課題がありまして、どうやって審査をするのかということです。これまで基本構想は総務委員会で付託をしてやっておりました。議案質疑が終わった後、総務委員会に付託をして終わると、大きな構想ですので。今回は後期の基本計画ですので、少し多岐にわたっているということで、これも委員会付託をやらざるを得ないだろうと。そうなりますと、常任委員会などにただ分割付託みたいになるのか。前回の委員会で、当時の小坂議長から予算・決算の常任委員会なんかを

使えないだろうかというふうなご意見がございました。これもこの前の正・副委員長との調整の中で、いっそのこと予算・決算の常任委員会を設置して、そこに要綱的にこういうものも審議できるというふうなものを入れてやった方が早いんじゃないかと。

事務局の方も、予算・決算の常任委員会の設置をこの年度中に求めているので、議長としては、予算・決算の常任委員会の設置を考えてもいいというふうな意見をちょうだいいたしましたので、きょう、分割付託でいくのか、こういう予算・決算の常任委員会をつくって、そこで後期基本計画についても審査をするのか、考え方をちょっとお諮りしたいというふうなことです。予算・決算は、本来は補正予算を審議するところですけども、なかなか分割にしても総合的な議論はできませんし、総合的というと二十何人でやるのも大変ですし、そうすると予算・決算常任委員会としておけば、分割付託もできるし、全体会議もできるんで、確かに動きやすくなるものですから、一度皆さんのご意見を聞いた上で、議長の方がそれでいいということになると、あとは議長が動く。

分割であれば、また分割に向けてどんな方法がとれるのかをまたちょっと検討させていただこうと思います。今の段階では、議長との調整の中では、せつかく予算・決算の常任委員会をつくりたいと言っているんで、その場を使えないかというふうなことで提案をしてもいいということでしたので、皆さんの方に少しご議論をお願いしたいと思います。ただ、全くイメージがまだできておりませんので、これも。

櫻井委員。

○委員（櫻井清蔵君） 予算・決算の委員会と総合計画はちょっと違うわな、内容が。全然違うと思う。だから、いっそのこと分割したらどうやな。私は総務の委員会やが、後期基本計画どうだといって出されて、ようけの資料を出してもらって、長々と説明してもらって、その説明は私はしてもらわんつもりにしていますけど、質問があったらどうぞと。だから、意見が出てこんだら終わりやでな。多分意見は出てこうへんと思うけどな。

○部会長（竹井道男君） 今のところ、後期基本計画はどうしても多岐にわたると。だから、総務委員会だけの議論は難しいだろうと、それは分けないと。だから、最低分割は要りますねと。分けないとやっぱり幅が広いんで、総務委員会で全部やるわけにいきませんので。そうすると、分割という議論が一つ出てきます。あと、おっしゃいましたように、全協で全体会をやりたいというと、これはもう分割付託ではできなくなってしまう。総括的に意見を述べたいということできない、これはもう本会議の議案にするしかできないと。

となりますと、分割付託と、例えば全体の意見を調整する場合は要らんということであれば、分割付託で十分です。でも、全体の声も一遍言いたいねと、予算や決算の総括質疑みたいにやりたいというんだったら、やっぱり全体がいる場を1個つくらないと難しいというんで、こちらはどちらでも構いませんので、方向性が決まれば、あとは議運の方にまたこれはお願いして詳細は決めてもらいますので。きのうの調整では、全体会議を入れるとすると、予算・決算みたいなものしかないかなということだけでしたので、こだわってはおきませんので、皆さんの意見があれば。

前田委員。

○委員（前田 稔君） 予算・決算委員会って、一つの委員会で予算・決算委員会というの。そしたら、それは全員が入る委員会ということでよろしいんやね。今言われたのは、総合計画やったら普通総務委員会に付託するけれども、予算・決算委員会の全員の入った委員会で意見を出してもらって

ろいろ確認をするということね、そういうことですね。

○部会長（竹井道男君） すみません、じゃあもうちょっと。総合計画の基本構想だけですので、今までは。だから、基本構想だけですので、総務委員会だけだったんです。今度、議決範囲に総合計画も入りましたし、基本計画も入れましたので、両方5年後には二つの審査をせなあかんわけですね、5年後には。ですから、基本計画という多岐にわたるものを審査するにはどうして分割付託じゃないとだめだろうということと、全体会議をじゃあどうするのか。要らなければ、もう分割付託ですぐ終わりますので。でも、全体の会議もしてみたいということになると、何か場をつくらないと難しいかなというふうな判断だけです。その辺の決め方、これはもうここでしかできないと思いますので。

森委員。

○委員（森 美和子君） その分割の考え方は、各常任委員会の所管のあれを全部分割するという考え方でいいんですか。

それと、予算・決算の常任委員会というのは、これからこれをつくるとずっとそういう形で、そうすると補正予算なんかはそこで審議していくという考え方で。

○部会長（竹井道男君） はい、そうです。

○委員（森 美和子君） 今、部会長が言われた分割で審議をして、この予算・決算常任委員会でさらに全体の意見を言うということではないということですか。どちらかと。

○部会長（竹井道男君） どちらかです。要は、全体会議を入れたいということになると、ちょっと仕切りの場がないですね。分割だけでいいよということでしたら、もう常任委員会に分けてしまえば。一応企画部長との間では、この立場でしたので、ある程度仕分けできるようにはしておきますと。要するに、仕分けないと、同じ場所にも分けて入るときがありますので、一応政策的には三つの委員会に分けられるようには仕分けはやってほしいと言っておきましたんで、それは多分出ると思います。ですから、分割は可能です、一応。

ただ、それだけの議論でやるのか、もう一遍それを全部でやりたいとおっしゃるとこういうのが要るし、要らなければもう分割だけで十分やれるような仕組みは今お願いしてあります。

森委員。

○委員（森 美和子君） そうすると、この前段階の各会派ごとにまとめて、常任委員会で集約をしてやりますよね。その確認ができるというような、自分たちが提案したことがどのように反映されているのかという確認ができるということですよ。

○部会長（竹井道男君） 実は、予算・決算の常任委員会って、鈴鹿市がたしか今あるし、県もあるんですけど、どういう運用をするかがまだ決まっていない、亀山市の場合は。ただ、分科会型でやらないと、多分補正予算の場合は。全部そこでやると、委員会が今度審議することがなくなってきますので、6月とか12月は。ですから、要するに常任委員会を分科会に読みかえて補正はやっていただかないと、委員会としての議論はできなくなります。だからその辺は決めれば、またどんな方法を予算・決算が運用していくのかとか、さまざまなことを全部調整した上で、これは議長にお願いして、議運で今度は議論していただくと思うんですけど。ですから、やる以上はさまざまな調整をした上で、3月の予算もありますので、そこから入ります。それは櫻井委員がおっしゃいましたように、そこが基本計画や基本構想を審議する場なのかというふうなご指摘がありますので、これはもしどうしてもそこでやりたかったら、何か明記しておかないと、ここでやれるんだというふういきっちり入れてお

かないと、後になってやっぱりおかしいというふうになりますので、その議論が一つひっかかってはいますけど、この委員会が本当にそういう委員会として使っているのかどうかというのは考えています。

ただ、全体の場合ですよね、要は全体の場合が欲しいか欲しくないかだけです。全協は開けませんのでね、今度は議案審査です。

櫻井委員。

○委員（櫻井清蔵君） できるかできやんか私もちよっと定かやないんやけれども、平成24年度後期計画審査特別委員会というやつもつくってもらうのかな、委員会化したらいいと思うんやな、もし、それが可能やたらな。委員会として位置づけして、随時開けるようにしておきゃあな、それが可能かどうか一遍局長さんに調べてもらわなあかんけど。

目的さえしっかりしておったら、後期基本計画だけか、総合計画、何年度から何年度までというやつでできるのかどうか、ちょっとわからんけど。

○部会長（竹井道男君） じゃあ、ちょっと10分間だけ休憩をさせていただきます。

午後1時51分 休憩

午後2時03分 再開

○部会長（竹井道男君） それでは、休憩前に引き続き部会を再開させていただきます。

今、要は全体会をやるのかやらないのかということだと思っんですね。それを予算・決算を使うのか、特別委員会を使うのか。それでなければ分割でということだったと思います。もし全体会を入れるんなら、私としては、調整したらもう5年後のことなんで、予算・決算も常任委員会をつくりたいという事務局の意向もあるし、そういうことを理由に設置できるんで、そこで思い切ってやるのかという、その判断だろうと思います。特別委員会までというのは、ちょっと基本計画ですので、基本構想と基本計画がくっついておるとそれなりのボリュームがありますけど、構想自体はもう承認しているやつの後期の部分ですので、そこまでのボリュームはないんじゃないかなと思います。

ですから、また発言されていない委員の方で、もしご意見があればちょっとお伺いして、できれば2時半ぐらいまでに終わらんと、次の何か会議の予約が入っておるらしいもんですから、きょうの一番大きなテーマはここですので、方向性さえ出れば、もう少し精査されたものを次お示ししようと思いますので、まず分割付託なのか、全体会議も入れた議案審査をするのか。それから、もし全体を入れるなら、特別委員会みたいにするのか、今議長と調整した予算・決算で一たんやらせていただいて、また5年後に向けてもう一度調整すると。

多分、櫻井委員がおっしゃいましたように、事前にどう意見調整をするのかというのが、今回はほとんどやれないんですね。それと、2人の委員を派遣しておりますので、少し議会としても言いづらいついというのがあります。そこも、この後の委員派遣という問題も絡んでまいりますので、また5年後は、もうちょっと入り口の議論のところからもっと熱心にやれというふうな議論になると思いますので、少しご意見があればまずお伺いをして、結論を出したいと思いますので、ご発言されていない方でご意見がございましたら、少しご発言をお願いいたしたいと思います。

前田委員。

○委員（前田 稔君） 先ほどから、ちょっと休憩の時間も話をしておいて、大体イメージがわかったんで、やっぱり全体で総合計画とか後期計画について意見が出せて、いろいろ審議できる、そうい

う意味では予算・決算委員会みたいなのでやっていただいて、分科会でそれぞれの委員会に関するあれを分科会でやってもらうということですので、部会長の言われるような方向性で私はいいかなどというふうに思います。

○部会長（竹井道男君） 岡本委員。

○委員（岡本公秀君） うちの会派でも、予算・決算の委員会を常任委員会化することに関していろいろ話はしておることはあるんです。常任委員会化すると、予算と決算のときはいいけど、それ以外のときは補正予算ぐらいでしょう。その補正予算も常任委員会の方に持っていかれると、各委員会の仕事もうなくなってしまうというか、条例案でも出てきやいいけど、何もなかったら結局開く種がないというようなことにもなりかねやんねえという話はうちの会派でもしておったんですけども、だけど、さっきの話やないですけども、自分の所属しておる委員会の補正予算以外の補正予算には口を出せんというのが今の現状ですわね、ばしっと分かれておるから、分割やから。

だから、基本的に、この予算・決算常任委員会というのを全員で構成して、お金の話はここへ皆集約しよう。それはやはり所属委員会以外の委員会にも言えるわけやから、僕はそれはいいと思うんですよ。ただ、さっき言うたように、補正も何もない場合の、例えば6月、12月とかそういったときに、各委員会の仕事なくなってしまうんかなあと思って。ちょっとその辺のことは、まだはつきりと僕らもどっちがいいかと決めかねる面があるんですけど、一応基本的にはお金の話は一括して全員が取り扱いにした方が意見は言いやすいと思いますので、常任委員会化も悪くないなあと思っています。

○部会長（竹井道男君） 森委員。

○委員（森 美和子君） 分割か、予算・決算常任委員会にするのかということですが、やっぱり1人会派、2人会派という考え方よりも、議長以外の議員がいろんな意見を述べる場が予算・決算常任委員会の中であるということでありましたので、私はこれに賛成をさせていただきたいと思います。

○部会長（竹井道男君） 坊野委員、どうぞ。

○委員（坊野洋昭君） 物を言えということですが、何を言っているかわからんのですわ、実際のところ。そういうふうな意味で、何が何でもいいから動き出していこうということやると。ただ、どうしても過去の例からいうと、動き出してしまうと、もうそれが既定路線になってというふうなことがあるので、そこらのところはちょっと心配やなあという気がせんこともないし、なかなか難しいんで、考えがまとまらんのです。

○部会長（竹井道男君） わかりました。

基本的には、分割付託は最低限要するというふうには考えております。多分、一本の委員会に全部任せるのは無理です。ここだけをご確認をいただきたいと。

それから、あと全体の場をつくるのかつくらないのかというところで、特別委員会みたいなのか、どうせなら予算・決算をつくりたいというんでやろうかというところで今意見が分かれておりますので、一応、予算・決算でやる場合はどうなるんだということだけはやらせていただこうと思います。それで、1月にもう一度行いますので、その段階で、各会派でもご議論いただいて、どんな形がいいのかと。

ただ、じゃあ予算・決算をやった場合はこういう格好ですよということだけは用意をさせていただきます。これは用意しないと議論できませんので、それは議長の方に動いていただきまして、こんな

形になるよということ。早くできれば、事前にまた会派の方にお渡しをいたしますので、少し会派の方でもどんな形で議論をしたらいいのかご議論を願おうかなあというふうに思います。ですから、分割付託というか、三つの委員会に分けることだけのご確認をしてほしいと思います。そうしないと、余りにも幅が広過ぎて、総務委員会とかというのは無理です。

ただ、構想になると、じゃあどうするのかというのがあるんですけど、それはもう5年後ですので、またそれはそのときの引き継ぎとして残しておきますので、構想は分割できませんので、多分構想は21人でやろうかということになるかと。今までは総務にみんな任せてありましたけど、じゃあ基本構想は全員でやって、計画は分割しようかとか、そういうことも、5年後のことも一応考えておかないとまずいで、今回はちょっと唐突に私の方からも正・副議長との調整した試案ということでやらせていただきましたので、分割についてはお願いをいたしたい。

ただ、全体協議の場をどうするのか、それと次の会までに、資料はこちらからご提示した予算・決算をやる場合についてのいろいろなやり方については整理をさせていただきます。どうしても全体で予算・決算がだめだということになりますと、特別委員会みたいなものをつくらないと、1日だけの特別委員会でもつくって、議論を今回だけはするというふうな格好になろうかと思っておりますので、その場合は簡単ですので、特別委員会を1個つくって分科会にすればいいので、簡単にやれます。

それともう1点、今、議長にお願いしておるのは、審査の日程もよく見えておりません。委員会を三つに分けて一遍にやれるのかどうかという問題ですね。説明委員が三つに分かれるということもありますし、それから議案の質疑も、例えば代表ぐらいにしてコンパクトにするのか、やりたい人が全部するのかと。そこも絡んできます。そうなりますと、1日で終わるんだろうかという問題が出てきますので、これも今理事者の方との日程調整も少し見えた上で、最終的に次に判断させていただこうと思います。

それとも、議案質疑を減らしてもっと短縮せいということであれば、やっぱり全体の場をつくってそこで自由に議論する方が自由な議論ができますので、その方がやりよいかと思います。その辺もこの前正・副でお話ししたんですけど、全く煮詰まっていなくて、3月の議会はタイトな日程で非常に厳しい、予算の審議もせなあきませんので、さまざまなことがございますので。

一応、今回は結論が出ませんでしたけど、分割はやると。あと全体審議の場については、改めて皆様からのご意見をちょうだいして、予算・決算でやるのか、特別委員会みたいなものを設置するのか、次で結論を出させていただきますので、各会派の方でまたご議論をお願いしたいと思います。

それから最後に、2点ほどありますが、1点は、定数条例の設置をしたいということで、私がお話をしたんですが、実は私の方が少し勘違いがございまして、法律による定数が撤廃になりまして、あとは議会で決めなさいと。その段階で、事務局長の方に来た書類は先ほど説明がありましたが、告示をもって定数条例と見なすというふうになっているんだそうです。ですから、今は条例がないんですけど、告示が条例になっていると。

ですから、定数条例をつくるという意味は、数字をいじるということだそうです。ですから、22を、ふやすことはありませんので、減らすときに初めて定数条例が設置できるという解釈だそうですので、この場所でちょっと議論をするのかどうか。でも、定数の議論までここでやるのかどうかということはまだ決めておりませんが、次の段階で定数の議論をするのかしないのか。しないということでしたら、もうこれは全くやりませんので、議員発議ということでやる人がおるかもしれませ

んし、全くやらないかもしれません。やらない限り、ずうっと告示が生きておりますので、22名という数字だということです。

ですから、定数条例の議論については、定数削減の議論をここですのかしないのかを来月やらせていただきます。でも、一人でも反対があれば多分これは、ここで決められませんので、多数決では、少しそういう私の解釈違いがありましたので、定数の変更をするのかしないのかの議論の確認を来月やらせていただきます。

それから最後に、お手元にこの前言われていました一覧表を、各審議会、委員会の派遣の一覧表を調査していただきましたので、事務局の方から少し説明をいたさせます。

浦野事務局長。

○事務局長（浦野光雄君） 資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。

各種審議会・委員会一覧表ということで、まず番号1から3の、これは監査委員、広域連合、三河鈴鹿の組合議会議員ですね。これはもう決められたものですから、必ず選出はせんならんと考えております。

あと、議員とか、また充て職である正・副委員長になってございますナンバー4からずうっと行きまして、11番までが議員、正・副委員長ですね。

12から16が議長プラス充て職の委員長さんとなっております。

それから、17からは議長の充て職となっておりますけれども、議長の充て職の17番からにつきましては、これは特にいわゆる市長の諮問を受けるような機関ではないと思っております。他市議会との関係もありますし、それから防犯委員会とか青少年問題協議会、道路関係の期成同盟会等がございますので、これは特に問題はないと思っております。

それから30、31、副議長、行革の推進委員会、土地開発公社の監事ということで充て職になっておりますけれども、これはちょっとまた皆さんと検討いただきたいと思っております。

それから32から36までは、今のところ活動を行っていないし、議会からも選任はしておりません。以上です。

○部会長（竹井道男君） 今お手元にある、分類をして整理をいたしまして、特に今議論になっているのはこの議員、正・副委員長の4から11、それから議長、委員長の12から16ですかね。この範囲をどうするのか、今後議論をいたしたいというふうに考えております。関係する条例も全部つけました。それから、表記もきちんと市議会議員と書いてあるのかどうかというところもすべて調査をして入れてございます。

ですから、条例に絡むものは、派遣しないとなると条例の改正をしていかなければなりません。条例以外のものは要綱、規則ですので、これはこちらが出さないということであれば、要綱、規則を変えてもらえば済みますので、特に条例化されているものについて今後議論をいたこうというふうに考えております。

これも一度また持ち帰っていただきまして、必要なら資料は全員分用意をいたさせますので、また会派の方でも一度議論をしていただければありがたいと思います。行かないなら全部出さないくらいのもんじゃないと、これは行ってこれは行かないというふうにはできないと思います。

ある程度方向性が出ましたら、議長から代表者会議の方に諮っていただきまして、最終確認はその場でやればいい。ここは方向性だけ議論をお願いしたいというふうに考えております。

この中で、何か確認等ございましたらご発言を。よろしいですか、内容的には。

議長のところは、ちょっとやっぱり削りにくいかなあと、対外的なものも多いものですから。副議長のところは若干見直しも可能かなと思いますが、議長のところは少し難しいのかなと。議長と委員長のところも両方要りますね、全くゼロか、議長だけ出すのかとか、そういうふうなことです。一度、今回は資料を出しただけですので、いくら早くても3月の定例会ぐらいは条例改正しかありませんので、一度、お持ち帰りになって、各会派でも検討願えればと思います。

櫻井委員、どうぞ。

○委員（櫻井清蔵君） ちょっと、意見だけ言わせてもうときますけれども、1、2、3はともかく、4から16かな、この中で一番あってもいいのかなというのは、暴力追放亀山市民会議、これぐらいのものや、ほかのものはもう全部要らん。これはそれぞれのあれでいいと思うんですよ、私は。納涼会の実行委員会、これもね。私も4から16の間で、強いて言えば16ぐらいのものかなと思うね。議長のいろんな形のもの、これは議長がいろいろ出ていってもらわなあかんけれども、議長もぎょうさん出ていますね。

○部会長（竹井道男君） 議長は道路が多いんですね、道路とか河川。

○委員（櫻井清蔵君） それは、今の議長がもうちょっと考えなあかんやつやけれども、整理せなあかんやつは。

○部会長（竹井道男君） とりあえず、今ご発言がありました4から16の範囲で少し議論を、議長は議長の方で考えてもらうとして、4から16、議長の方はいろいろおつき合いも、各市町の関係もございますので、亀山の議長だけがそこに参加しないというわけにもいきませんので、これは他市の議長との関係もございますので、一応4から16の範囲の中で、もう抜くんなら全部抜くのか、ここは残せというのか、そこだけ会派で集約をお願いしたいと。抜くんなら、全部抜いた方が早いのは早いような気がします。

今、16ぐらいはということがありましたので、そういうご意見をちょっとちょうだいして、また議長からこれは代表者会議、そしてそこでオーケーになれば、また市長の方にも申し入れをしてもらわなあきませんので。他市の例も、少し何か参考になる市があれば、今調査をしておりますので、またそれもあわせて報告させていただきます。

一応資料をお渡ししました。また必要なら、全部お渡しした方がよろしいですかね。よろしいですか、これ会派に1個だけで。会派に属さない議員だけには渡しておかないかね。じゃあ、会派に属さない議員だけは同じ資料を渡して、少し意見を下さいということをおきますので。

ちょうど半ぐらいになりましたので、一応今回のをまとめさせていただきますと、意見集約については全協と常任委員会活用、それから審議の進め方について分割までは確認とれましたが、あと全体会はどうするのか、これは次にご意見をちょうだいしたいと。今回、私らが提案した予算・決算については、運用方法とかそういうものを少し整理したものを次回に出させていただきます。

それから最後に、定数については、やるかやらないかだけは次に確認して、これも意見が分かれましたらここではやらないというふうに考えております。

最後に、この審議会・委員会一覧表は、4から16の項について、各会派で少し議論をいただいて、残すところがあれば、ここは残したらどうだということだけ確認をして、最終整理をしたいというふうに考えております。

それから、次回の日程についてですけれども、12月議会がありますので、それが終わらないと動けないということで、1月14日までに開催をさせていただこうと、パブコメの関係とかありますので。だから、改めてまた12月中に皆様の方に日程調整をさせていただきます。13日の週ぐらいでやらさせていただきます。そうしないと多分間に合いませんので。また、12月中に各部会員の皆様には日程の確認をとらせていただきますので、もうしばらく、事務局の資料の調整がございますので、多分12、13とか、遅い時期になると思いますので、ぜひまた調整をお願いいたします。12月末までには調整をさせていただきます。

櫻井委員、どうぞ。

○委員（櫻井清蔵君） 第7条の中の議員研修の充実及び強化で、専門家を一応呼んで、その専門家に対する報酬、これは一体何ぼ、大体目安があるわさ。

○部会長（竹井道男君） じゃあ答弁だけ、事務局から。

○事務局長（浦野光雄君） 新年度予算の要求した額につきましては、代表者会議で説明をさせていただきますので、また日程調整の上……。

もうでき上がっていますので、また議長と日程調整して。

○部会長（竹井道男君） じゃあ、12月中にお願いできると1月の会議でも報告できますので、12月中に報告は議長にお願いをするということです。内容もわかると思いますので。

ほかにございませんか、なければ終わりたいと思います。

それでは、以上で閉会いたします。

午後2時27分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 23 年 11 月 22 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男